



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

◎ 共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則 (六・情報・業務改革課) 三

◎ 佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則 (七・くらし環境本部) 四

◎ 佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則 (八・私学文化課) 四

◎ 佐賀県立佐賀コロナー管理規則等の一部を改正する規則 (九・障害福祉課) 五

◎ 佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則 (一〇・医 務 課) 六

◎ 佐賀県立病院好生館財務規則の一部を改正する規則 (一一・ " " 七

◎ 佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則 (一二・ " " 八

◎ 佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則 (二三・健康増進課) 八

◎ 佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則 (二四・空港・交通課) 九

◎ 佐賀県佐賀空港条例施行規則の一部を改正する規則 (二五・ " " 九

◎ 佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (二六・職 員 課) 九

◎ 市町振興資金貸付規則を廃止する規則 (二七・市 町 村 課) 一〇

◎ 佐賀県証紙条例施行規則の一部改正する規則 (二八・会 計 課) 二

公布された規則のあらまし

○ 共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則 (規則第六号)

1 この規則は、共通費管理システムを利用して公共料金等の支出事務を処理

することに關し、必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 予算所掌課長等は、共通費管理システムを利用して公共料金等の支出事務を行うときは、歳出予算のうち、執行することができる限度額を公共料金等支出命令者に指示しなければならないこととした。(第三条及び第四条関係)

3 予算所掌課長等は、共通費管理システムを利用して公共料金等を支出するときは、あらかじめ共通費管理システムに当該公共料金等に係る債権者の名称、契約期間等の契約の内容を登録しなければならないこととした。(第五条関係)

4 公共料金等支出命令者が行う3の債権者から提出された請求書の内容及び予算所掌課長等が行う検査確認事務に係る検査日等の共通費管理システムへの入力等の手続きを定めることとした。(第六条及び第七条関係)

5 公共料金等に係る支出命令については、公共料金等支出命令者が行うこととした。(第八条関係)

6 その他所要の事項を定めることとした。

7 この規則は、平成一九年四月一日から施行し、平成一九年度歳出予算に係る公共料金等の支出から適用することとした。

○ 佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則 (規則第七号)

1 佐賀県環境センターの課に係長を置くことができることとした。(第四条関係)

2 係長は、上司の命を受けて、課の事務の一部を処理することとした。(第五条関係)

3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○ 佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則 (規則第八号)

1 私立学校法等が改正され、学校法人等寄附行為認可申請書等の添付書類が改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(様式関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 佐賀県立佐賀コロナー管理規則等の一部を改正する規則 (規則第九号)

1 障害者自立支援法附則第二一条第一項に規定する指定旧法施設支援に関する経過措置が施行されることに伴い、佐賀県立佐賀コロナー管理規則ほか三規則について所要の改正を行うこととした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則（規則第一〇号）

1 地域医療連携室の名称を相談支援センターに改めるとともに、相談支援センターの分掌事務を定めることとした。（第二条及び第三条関係）

2 職制の見直しに伴い、所要の改正を行うこととした。（第六条関係）

3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立病院好生館財務規則の一部を改正する規則（規則第一一号）

1 診療収入のうち個人負担分について指定代理納付者に納付させることができることとするため、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条、第二七条の二、第二八条及び第三〇条関係）

2 地方自治法が改正され、出納長を廃止するとともに会計管理者を置くものとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第九〇条の二関係）

3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、平成一九年四月一日から施行することとした。

4 出納長の廃止に関し、所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則（規則第一二号）

1 職制を見直し、学院に副学院長を置くことができることとした。（第四条関係）

2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則（規則第一三号）

1 センターに係長を置くことができることとした。（第二条関係）

2 係長は、上司の命を受けて、センターに関する事務の一部を処理することとした。（第三条関係）

3 所長の専決事項を追加することとした。（第五条関係）

4 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第一四号）

1 題名を佐賀県佐賀空港事務所設置規則に改正することとした。（題名関係）

2 佐賀空港管理事務所の名称を佐賀空港事務所に改めることとした。（第一条関係）

3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県佐賀空港条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一五号）

1 佐賀空港管理事務所の名称が佐賀空港事務所に改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第一条及び様式第一号く様式第二五号関係）

2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第一六号）

1 統括本部危機管理・広報課及び消防防災課、生産振興部生産者支援課、県土づくり本部まちづくり推進課及び河川砂防課並びに出納局会計課及び用度管財課の分掌事務の一部を改めることとした。（第四条、第八条、第九条及び第一二条関係）

2 廃棄物対策課に菖蒲処分場整備推進室を置くこととした。（第一四条関係）

3 消防防災課に国民保護・防災監を置くことができるとするとともに、観光課の観光企画監を廃止することとした。（第一八条関係）

4 地方自治法が改正され、出納長を廃止するとともに会計管理者を置くものとされたこと並びに吏員及びその他の職員の区分並びに事務吏員及び技術吏員の区分が廃止されたことに伴い、規定の整備を行うこととした。（第二一条、第二六条及び第二七条関係）

5 県土づくり本部の所管に属する西部地区ダム事務所をダム管理事務所に、佐賀空港管理事務所を佐賀空港事務所に改めることとした。（別表関係）

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

8 出納長の廃止に関し、所要の経過措置を定めることとした。

○市町振興資金貸付規則を廃止する規則(規則第一七号)

1 市町振興資金貸付規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一八号)

1 証紙売りさばき人の指定に係る申請手続及び基準を改めることとした。

(第一〇条関係)

2 地方自治法が改正され、出納長を廃止するとともに会計管理者を置くものとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○規則

共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第六号

共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則

則

(趣旨)

第一条 この規則は、共通費管理システムを利用して公共料金等の支出事務を処理することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

用語	意義
共通費管理システム	公共料金等の支出事務の処理及び予算執行管理を行う電子計算組織
公共料金等支出命令者	電気料、ガス料、水道料、電話料等の公共料金、コピー料等 統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長
予算所掌課長等	佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号。以下「財務規則」という。)第一条第四号に規定する本庁等の各課の長及び同条第七号に規定するかいの長

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、財務規則において使用する用語の例による。

(公共料金等の支出事務に係る歳出予算の執行限度額指示)

第三条 予算所掌課長等は、共通費管理システムを利用して公共料金等の支出事務を行うときは、配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができる限度額を公共料金等支出命令者に指示しなければならない。

(公共料金等の支出に係る歳出予算の流用)

第四条 予算所掌課長等は、前条の規定により執行することができる限度額を指示した後、当該歳出予算に係る予算の流用について財務規則第三十二条第一項の規定による決定を受けた場合は、公共料金等支出命令者に執行することができるとを新たに指示しなければならない。

(契約内容の登録)

第五条 予算所掌課長等は、共通費管理システムを利用して公共料金等を支出するときは、あらかじめ共通費管理システムに当該公共料金等に係る債権者の名称、契約期間等の契約の内容を登録しなければならない。

(請求書の入力等)

第六条 公共料金等支出命令者は、前条の債権者から請求書の提出があったときは、共通費管理システムに請求金額、数量等の請求の内容(以下「請求内容」という。)を入力し、予算所掌課長等に請求内容についての検査を依頼

しなければならない。

(検査・確認事務)

第七条 予算所掌課長等は、前条の規定による検査の依頼があったときは、請求内容について、速やかに検査を行い、検査日等を共通費管理システムに入力しなければならない。

2 前項の規定により共通費管理システムに検査日等を入力した場合は、当該入力をもって、財務規則別表第五に規定する検査済日付印の押印に代えるものとする。

(公共料金等の支出命令等)

第八条 公共料金等支出命令者は、前条第一項に規定する検査日等の入力を確認した後、速やかに公共料金等に係る支出命令を行わなければならない。

2 前項の支出命令は、会計年度、会計、繰越区分ごとに区分して行うものとし、その支出命令書には、別に定める様式の科目別集計表及び口座振替総括表を添えなければならない。

3 財務規則第七十条第一項第十九号に規定する自動口座振替の方法により支払う経費に係る資金を前渡される者は、統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長とすることができる。

(予算執行状況の通知)

第九条 公共料金等支出命令者は、公共料金等に係る歳出予算の執行状況を、共通費管理システムにより予算所掌課長等に通知しなければならない。

(科目等の更正)

第十条 予算所掌課長等は、公共料金等の支出をした後において、支出科目等の誤りを発見したときは、直ちに共通費管理システムにより、公共料金等支出命令者はその内容を知りしければならない。

2 公共料金等支出命令者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行わなければならない。

(返納金の戻入)

第十一条 予算所掌課長等は、公共料金等の支出をした後において、第五条の

債権者から返納の申し出があった場合は、直ちに共通費管理システムにより、公共料金等支出命令者はその内容を知りしければならない。

2 公共料金等支出命令者は、前項の規定による通知があったときは、返納金の戻入の手続を行わなければならない。

(補足)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度歳出予算に係る公共料金等の支出から適用する。

佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第七号

佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県環境センター管理規則(昭和四十九年佐賀県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 課に係長を置くことができる。

第五条第四項を次のように改める。

4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

●佐賀県規則第八号

佐賀県私立学校等に關する規則の二號及び改正の規則
佐賀県私立学校等に關する規則（平成十四年佐賀県規則第四十四号）の二號を次のように改訂する。

第三十号中「成年被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類並びに」や「学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び」並びに成人被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類」や「及び私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改正する。

第三十一号及び第三十二号中「成年被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類並びに」や「学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び」に改正する。

第三十三号中「並びに成年被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類」や「及び私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改正する。

第三十四号及び第三十五号中「成年被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類並びに」や「学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び」に改正する。

第三十六号中「成年被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類」や「学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改正する。

第三十七号、第三十八号及び第三十九号中「成年被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類並びに」や「学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び」に改正する。

第三十六号中「並びに成年被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類」や「及び私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」並びに「監事が理事又は当該法人の職員（学校の教職員を含む）と兼ねていないことを証する書類」や「監事が理事、評議員又は当該法人の職員と兼ねていないことを証する書類」に改正する。

第三十七号中「並びに成年被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類」や「及び私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改正する。

第三十一号及び第三十二号中「成年被後見人又は被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられた者でないことを証する書類」や「私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類」並びに「監事が理事又は当該法人の職員（学校の教職員を含む）と兼ねていないことを証する書類」や「監事が理事、評議員又は当該法人の職員と兼ねていないことを証する書類」に改正する。

附 則
この規則が公布の日から施行する。

佐賀県立佐賀コロニー管理規則等の一部を改正する規則及び公布
平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第九号

佐賀県立佐賀コロニー管理規則等の一部を改正する規則

（佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部改正）

第一条 佐賀県立佐賀コロニー管理規則（昭和四十五年佐賀県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三百二十人」を「二百六十人」に改める。

第十一条第二項中「知的障害者福祉法第十五条の十一第一項」を「障害者自立支援法附則第二十一条第一項」に、「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に、「第十五条の十二第五項」を「第二十二条第五項」に、「施設受給者証」を「障害福祉サービス受給者証」に改める。

第十二条第五号中「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に改める。
様式第二号中「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に、「施設受給者証」を「障害福祉サービス受給者証」に改める。

(佐賀県立希望の家管理規則の一部改正)

第二条 佐賀県立希望の家管理規則(昭和四十八年佐賀県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第七条の十第一項」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第二十一条第一項」に、「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に、「第十七条の十一第五項」を「第二十条第五項」に、「指定受給者証」を「障害福祉サービス受給者証」に改める。

第十二条第五号中「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に改める。

様式中「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に、「施設受給者証番号」を「障害福祉サービス受給者証番号」に改める。

(佐賀県立九千部学園管理規則の一部改正)

第三条 佐賀県立九千部学園管理規則(昭和五十五年佐賀県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十条第五号中「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(入園承認)

第十条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第二十一条

第一項に規定する指定旧法施設支援(以下「指定旧法施設支援」という。)

を受けるため学園に入園しようとする者は、入園申込書(様式第一号)に同法第二十二条第五項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを園長に提出し、その承認を受けなければならない。

様式第一号中「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に、「施設受給者証」を「障害福祉サービス受給者証」に改める。

(佐賀県知的障害者通勤察条例施行規則の一部改正)

第四条 佐賀県知的障害者通勤察条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「指定施設支援」を「指定旧法施設支援(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。)」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十号

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則

佐賀県立病院好生館規則(昭和三十六年佐賀県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地域医療連携室」を「相談支援センター」に改める。

第三条中「各センター及び地域医療連携室」を「及び各センター」に改め、

同条の表中

地域医療連携室

地域医療連携に関すること。

を

相談支援センター

- 一 がん医療に係る情報の提供に関すること。
- 二 がんその他の医療に係る相談に関すること。
- 三 地域医療連携に関すること。

に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 各科（薬剤科及び看護科を除く。）及び各センターに必要な数の医長

を、放射線科に放射線技師長を、研究検査科に検査技師長を、薬剤科に薬剤長を、看護科に総看護師長を、栄養管理科に栄養管理長を、相談支援センターに相談支援センター長を置く。

2 放射線科に副放射線技師長を、研究検査科に副検査技師長を、薬剤科に副薬剤長を、看護科に副総看護師長及び看護師長を、栄養管理科に副栄養管理長を置くことができる。

3 医長は、上司の命を受けて、医学的な見地から、その科又はそのセンターの分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 放射線技師長、検査技師長、薬剤長、総看護師長、栄養管理長及び相談支援センター長は、上司の命を受けて、その科又はそのセンターの分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 副放射線技師長、副検査技師長、副薬剤長、副総看護師長及び副栄養管理長は、放射線技師長、検査技師長、薬剤長、総看護師長又は栄養管理長を補佐し、放射線技師長、検査技師長、薬剤長、総看護師長又は栄養管理長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 看護師長は、上司の命を受けて、所属の職員を指揮監督する。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県立病院好生館財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十一号

佐賀県立病院好生館財務規則の一部を改正する規則

佐賀県立病院好生館財務規則（昭和三十八年佐賀県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）の指定
第二十七条の次に次の一条を加える。

（指定代理納付者による納付の承認）

第二十七条の二 事務企業出納員は、前条第三号に掲げる収入について納入義務者が指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。

第二十八条に次の二項を加える。

3 事務企業出納員は、前条の規定による承認をしたときは、領収証書に準じた書類を納入義務者に交付しなければならない。

4 第三十条第二項の規定により納入義務者の納入義務が終了した場合は、前項の領収証書に準じた書類は、第一項の領収証書とみなす。

第三十条に次の一項を加える。

2 第二十七条の二の規定による承認をした場合において、地方自治法第二十三十一条の二第六項に規定する指定日までに指定代理納付者が当該歳入を納入したときは、当該承認があつた時に納入義務者の納入義務が終了したものとみなす。

第四十四条中「第二十八条」を「第二十八条第一項及び第二項」に改める。

第九十条の二中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附則

(施行規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九十条の二の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書きに規定する規定の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合においては、この規則による改正後の佐賀県立病院好生館財務規則第九十条の二の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十二号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び副学院長」を削り、同条第二項中「事務局」を「学院に副学院長を、事務局」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十三号

佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県精神保健福祉センター管理規則（昭和五十八年佐賀県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 センターに係長を置くことができる。

第三条に次の一項を加える。

3 係長は、上司の命を受けて、センターに関する事務の一部を処理する。

第五条第一項中第八号を第十八号とし、第七号の次に次の十号を加える。

八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下次号から第十三号までにおいて「法」という。）第三十八条の

四の規定による退院等の請求の受理に関すること。

九 法第三十八条の五の規定による退院等の請求による審査に関すること。

十 法第三十八条の六の規定による報告徴収等に関すること。

十一 法第三十八条の七の規定による改善命令等に関すること。

十二 法第四十五条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付、不認定の

通知及び更新の認定（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第二十三条第一号に規定する医師の

診断書（以下「医師の診断書」という。）が添付された申請に係るものに

限る。）に関すること。

十三 法第四十五条の二第三項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還

命令、同条第四項の規定による指定医の診察及び同条第五項において準用

する法第四十五条第三項の規定による不認定の通知に関すること。

十四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令

第百五十五号。以下「政令」という。）第七条第一項の規定による精神障

害者保健福祉手帳交付台帳の整備、同条第四項の規定による居住地の変更

届の受理、同条第五項の規定による旧居住地の都道府県知事への通知及び

精神障害者保健福祉手帳の交付並びに同条第六項の規定による記載事項の

変更に関すること。

消除に關すること。

十五 政令第九条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付(医師の診断書が添付された申請に係るものに限る。)に關すること。

十六 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条の規定による支給認定(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第三号に規定する精神通院医療(以下この号及び次号において「精神通院医療」という。)に係るものに限る。)及び自立支援医療受給者証の交付(精神通院医療に係るものに限る。)に關すること。

十七 障害者自立支援法第五十七条の規定による支給認定の取消し(精神通院医療に係るものに限る。)に關すること。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十四号

佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則(平成十年佐賀県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県佐賀空港事務所設置規則

第一条中「佐賀空港管理事務所」を「佐賀空港事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県佐賀空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十五号

佐賀県佐賀空港条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県佐賀空港条例施行規則(平成十年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀空港管理事務所長」を「佐賀空港事務所長」に改める。
様式第一号から様式第十五号までの規定中「佐賀県佐賀空港管理事務所長」を「佐賀県佐賀空港事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十六号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「知事の権限に属する事務」の下に「及び会計管理者の権限に属する事務」を加える。

第四条の危機管理・広報課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条の消防防災課の分掌事務中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 自衛官の募集に關すること。

第八条の生産者支援課の分掌事務中第七号を次のように改める。

七 食と農の絆づくりに関すること。

第八条の生産者支援課の分掌事務中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 農産加工の振興に関すること。

第九条のまちづくり推進課の分掌事務中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条の河川砂防課の分掌事務の第一号中「砂防の管理」を「砂防設備等の整備及び管理」に改め、同課の分掌事務の第二号を削り、同課の分掌事務の第三号中「道路に関する部分を除く」を「河川及び一般海域に関する部分に限る」に改め、同号を同課の分掌事務の第二号とし、同課の分掌事務中第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同課の分掌事務の第九号中「砂防設備」を「砂防設備等」に改め、「(港湾課及び農山漁村課の分掌する事務に関する部分を除く)」を削り、同号を同課の分掌事務の第八号とし、同課の分掌事務中第十号を第九号とし、同課の分掌事務の第十一号中「関すること」の下に「(河川、砂防設備等及び道路に関する部分に限る。)」を加え、同号を同課の分掌事務の第十号とする。

第十二条の会計課の分掌事務中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同課の分掌事務の第一号中「出納」を「出納保管」に改め、同号を同課の分掌事務の第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 出納局の予算、決算その他総務事務に関すること。

第十二条の用度管財課の分掌事務の第一号中「本庁の」を削る。

第十四条中「原子力安全対策室を」の下に「、廃棄物対策課に菖蒲処分場整備推進室を」を加える。

第十八条第三項中「情報企画監を」の下に「、消防防災課に国民保護・防災監を」を加え、「、観光課に観光企画監を」を削り、同条中第十五項を削り、第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項の次に次の一項を加える。

13 国民保護・防災監は、上司の命を受けて、国民保護及び防災に関する事務

を掌理する。

第二十一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 局長は、会計管理者不在のときは、その職務を代行する。

4 出納局の課長は、前項の場合において、局長不在のときは、その掌理する事務について、会計管理者の職務を代行する。

第二十二条第一項及び第二項中「及び出納局」を削る。

第二十六条中「吏員」を「職員」に改める。

第二十七条中「事務吏員は、事務吏員である」を「職員は、」に改める。

別表の県土づくり本部の項中「西部地区ダム事務所」を「ダム管理事務所」に、「佐賀空港管理事務所」を「佐賀空港事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合には、この規則による改正後の佐賀県行政組織規則第一条及び第二十一条の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長及び副出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

市町振興資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十七号

市町振興資金貸付規則を廃止する規則

市町振興資金貸付規則(昭和三十八年佐賀県規則第五十四号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に知事が貸し付けた振興資金の償還については、なお従前の例による。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第十八号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十条第一項及び第二項を次のように改める。

次に掲げる者が売りさばき人の指定を受けようとするときは、証紙売りさばき人指定申請書(別記様式第五号)に証紙売りさばき所の位置図を添えて会計管理者に提出しなければならない。

一 地方公共団体

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)、水産業協同組合法(昭和二十二年法律第百四十二号)、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)及び森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の規定により設立された組合

2 前項各号に掲げる者以外の者が売りさばき人の指定を受けようとするときは、証紙売りさばき人指定申請書に次に掲げる書類を添えて会計管理者に提出しなければならない。

一 証紙売りさばき所の位置図

二 指定を受けようとする者の預金現在高に関する金融機関の証明書

三 指定を受けようとする者が法人等の場合にあつては、当該法人等の定款、寄附行為又は規約等

四 指定を受けようとする者が個人の場合にあつては、住民票の写し

第十条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 会計管理者は、前二項の規定による申請が次に掲げる指定基準に適合すると認めるときは、売りさばき人として指定し、その旨を佐賀県証紙売りさばき人指定書(別記様式第六号。以下「売りさばき人指定書」という。)により申請者に通知するものとする。

一 指定を受けようとする者の預金現在高が年間売りさばき見込額の六分の一以上であること。

二 申請に係る証紙売りさばき所において、証紙売りさばき業務を行う能力及び信用を有していること。

第十条の二、第十条の三、第十一条第一項、第十三条及び第十五条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第五号中「田舎畑」を「田舎畑等」に、

「証紙売りさばき所の位置

市 市 大字 字 番地 を

町 町 大字 字 番地 」

「1 証紙売りさばき所の位置

市 市 大字 字 番地 に

町 町 大字 字 番地 に

2 証紙の年間売りさばき見込額

改める。

様式第六号から様式第八号まで及び様式第九号の二から様式第九号の四までの規定中「田舎畑」を「田舎畑等」に改める。

様式第十一号中

課長		
副出納長		
出納長		

を
課長

に改める。

様式第十二号及び様式第十五号中「**課長**」を「**出納長**」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合には、この規則による改正後の佐賀県証紙条例施行規則の規定にかかわらず、その任期中に限り、出納長及び副出納長に係る規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の佐賀県証紙条例施行規則（以下「旧規則」という。）第十条第二項の規定による売りさばき人の指定を受けている者は、この規則による改正後の佐賀県証紙条例施行規則（以下「新規則」という。）第十条第二項の規定による指定を受けた者とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則第十条第二項の規定により通知されている佐賀県証紙売りさばき人指定書は、新規則第十条第二項の規定により通知された佐賀県証紙売りさばき人指定書とみなす。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷